

（所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書によって改正される条約に関する交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された議定書によつて改正される二千六年二月二日にロンドンで署名された所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約（以下「条約」という。）及び租税に関する二千六年二月二日付けの日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の交換公文（以下「二千六年交換公文」という。）による合意に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わつて行う光栄を有します。

- 1 二千六年交換公文2中「第十条2及び3」を「第十条3」に改める。
- 2 二千六年交換公文3中「第二条第三項及び第二十八項」を「第二条第三項及び第二十二項」に改める。

3 一千六年交換公文4中「第十一條8」を「第十一條5」に改める。

4 一千六年交換公文5を削り、6を5とする。

5 一千六年交換公文に次の6を加える。

6 この書簡において引用する各締約国の法令の規定には、その一般原則を変更することなく隨時行われる改正の後のものを含むことが了解される。

本使は、前記の了解がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日署名された議定書の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

一千十三年十一月十七日にロンドンで

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在

日本国特命全権大使 林 景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

国庫大臣 デービッド・ガーグ閣下

(英國側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、次のとおりである本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

一千十三年十一月十七日にロンドンで

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

国庫大臣 デービッド・ガーグ

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在

日本国特命全権大使 林 景一閣下